科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 31 年 4 月 10 日現在

機関番号: 35413

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018 課題番号: 16K01643

研究課題名(和文)日本における体操の思想と動きに関する歴史的基礎研究

研究課題名(英文)Historical fundamental research on ideology and movement of gymnastics in Japan

研究代表者

崎田 嘉寛 (SAKITA, Yoshihiro)

広島国際大学・薬学部・准教授

研究者番号:60390275

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、日本における体操の思想と動きに内在する独自の意義について、歴史的観点から明らかにすることを目的とした。本研究の成果は、次の通りである。(1)日本における体操を通時的視点から捉えた場合の転換点について、新たな捉え方が可能であることを示唆した。(2)日本における体操の思想史側面を把握するための方法論について、海軍体操や国鉄体操を事例に検討した。(3)体操の技術的要素である「動き」について、歴史的に分析するための基盤を整備した。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究成果の意義は、次の2点である。まず、本研究が提示した体操史の時代区と思想史分析の方法的枠組は、体育・スポーツ史研究の他領域の研究の深化を促すとともに、特に思想史研究に対して有効な視点を提供すると考えられる。次に、本研究が整備した「動き」を歴史的に分析するための基盤は、「動き」の歴史的分析が体育・スポーツ史研究者によってのみ深化する内容であることを知らしめ、国際的な体育・スポーツ史研究や体育科教育学研究に対して好個な比較学術資料を提供できると考えられる。

研究成果の概要(英文): The purpose of this study was to clarify the unique significance immanent in the ideology and movement of gymnastics in Japan from a historical point of view. The results of this research are as follows: (1) Regarding the turning point when gymnastics in Japan was perceived from a diachronic perspective, it was suggested that a new way of understanding was possible. (2) Regarding the methodology to understand the ideological aspect of gymnastics in Japan, gymnastics employed by Navy and JNR were examined as examples. (3) The foundation for historically analyzing "movement," which is the technical element of gymnastics, was developed.

研究分野: 体育科教育史

キーワード: 体操史 思想史 体操の「動き」 ニルス・ブック基本体操 海軍体操 国鉄体操

1.研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで日本の学校体育を対象とした歴史研究に従事してきた。そして、世界史的視点から日本における体育・スポーツ教材を俯瞰してみた時に、その独自的発展によって国際的に貢献可能な内容を有しているものがあることに着目してきた。より端的に言えば、国際社会に輸出可能な日本独自の体育・スポーツ教材が存在する。これらの中で、とりわけ伝統的に独自性が醸成されてきたものとして、運動会や駅伝競走、そして本研究テーマに掲げた「体操」がある。

日本における体操を辞書的に定義すれば、「身体形成や運動形成を目的とした意図的な運動法」となる。この定義に基づいて日本における体操の歴史を概括すれば、西欧から移入されて以降、学校体育を中心として発展してきたと言える。今日においても、学校体育における体操教材は、1998年の『学習指導要領』改訂に際して「体つくり運動」と改称し、新たな展開を模索している。また、日本における体操は、社会の状況に応じてその形態、役割、対象を変化させ、社会教育、公衆衛生、健康管理、そして軍事といった幅広い領域で実践されてきた。今日においても、たとえば「ラジオ体操」は、科学的見地に基づいた個人の運動習慣形成として再評価がなされたり、ラジオ体操第三の再現による社会・地域貢献が注目されたりしている。このように、日本は伝統ある「体操」先進国として位置づけることができよう。

上述のような日本における体操の状況を踏まえて、地球儀を大局的に眺めてみると、たとえば開発途上国に対する日本の体操文化の応用可能性が想起される。しかしながら、日本における体操の科学的先進性や運動効果、あるいは特定の体操モデルを提示するのみでは十分ではない。日本の体操が国境を越え国際社会に発信される際に、受容する国や地域にとって正しい選択ができように学術的な基礎研究の整備が求められよう。とりわけ重要なことは、日本で独自発展が可能となった理由の一つと考えられる体操の思想的側面を対象とした通時的な把握と学問的な深化である。

これまで、日本における体操の通史研究は、佐藤友久『日本体操実技史の研究』(1971、道和書院)のみであった。もちろん、各論的に日本の体操を歴史的に研究したものがあることは言うまでもなく、研究代表者もその一翼を担ってきた。一方で、木下秀明は「今日はスポーツの時代であると同時に(中略)体操を軽視する時代ではなくなった」と把握し、日本の体操研究が「歴史に学ぶ空気は極めて低調」であるという問題意識に基づいて、一世紀半に及ぶ日本の体操に関する知見を『体操の近代日本史』(2015、不昧堂書店)で整理している。この木下の今日的状況把握と問題意識は、研究代表者と通底するものがある。しかしながら、今後の日本における体操文化の進展を見据えた場合、これまでの体操史研究のみでは生産的な研究進展に疑問が生じる。この点を簡略に示せば、(1)体操を通時的視点から捉えた場合の転換期の把握が一義的であること、(2)体操を対象とした思想史的側面を把握する方法論が確立されていないこと、(3)体操の技術的な要素である「動き」の歴史的分析が捨象されていること、である。

2. 研究の目的

上述の背景を踏まえて、本研究の目的は、日本における体操の思想と動きに内在する独自の 意義について、歴史的観点から明らかにすることである。そして、日本における体操に関する 歴史像を再構築し、国際的に好個な比較学術資料の一助となるよう整備する。

3.研究の方法

- (1)これまでの体操史研究では、体操の史的転換点が一義的に把握されてきた。端的に示せば、日本の体操が学校体育を中心として発展してきたこともあり、学習指導要領(戦前の場合は教授要目)の改訂を一つの転換点として把握してきた。また、1945 年 8 月の敗戦を決定的な転換点としている。本研究では、体操史における一つの歴史区分として、「1920 年代後半から 1950 年代前半」を仮説的に措定した。そして、この仮説を検証するための条件を整備するため、1930 年代後半の学校体育制度が体操科から体育科構想を修正して体錬科に至る経緯、および 1940 前半に学校体育行政における体錬局構想から体育局への名称変更を検討する。さらに、1940 年代後半における体操関係者の公職追放について、三橋喜久雄を事例として検討する。
- (2)体育・スポーツ史研究においては、思想史の考察手法が明確に確立されているわけではない。本研究では、体操を対象とした思想史の考察手法の確立を企図する。ここでは、「海軍体操」と「国鉄体操」ついて事例的に検討し、考察手法を確立するための一助とする。
- (3)従来の体操史研究では、各体操の技術的な要素である「動き」が分析されてこなかった。厳密に言えば、各体操の図版や一部分の静止画が提示されるにとどまっていた。そこで、本研究では、上記(2)で考察を行なった体操および派生的に展開された体操の映像資料を収集することを試みる。

4. 研究成果

(1)体操の史的転換点の検討

体操科から体育科構想を修正して体錬科へ、体錬局構想から体育局への名称変更

日本の公教育制度における正課体育の名称は、1872 年から体術科、1873 年から体操科、1941 年から体錬科、そして現行の制度では 1947 年および 1949 年から体育科あるいは保健体育科、 と変遷している。ここでは、体錬という用語が正課体育の教科名称に採用された経緯を教育審議会における審議を中心に再確認した。次に、体錬局が構想された際の体錬の概念を確認し、体錬局から体育局に名称が変更された経緯と理由を枢密院審査委員会での審査内容から明らかにした。以下、その概略を示す。

日本における体錬という用語は、1938年に文部次官である伊東延吉によって私的に創出され、教育審議会の場で提案されたものであった。ここでの体錬は狭義の体操に鍛錬的意識を含ませたものと解説されたように、ほぼ体操と同義であった。ただし、同じく教育審議会の限られた委員によって教科名称として体錬科が提起・採用されることで、体錬という用語は精神的訓練の要素を加味するものとして解釈されるようになった。少なくとも、日本における体錬という用語の創出、および体錬の教科名称への採用には、当時の体育関係者が十分に関与していなかった、と言うことができよう。

一方で、1940 年には学校体育行政を拡充するために体錬局が構想される。ここでは、体錬が「身体的錬磨育成」の略語であることが明記される一方で、その教育的価値がことさらに強調される。加えて、内容として「鍛錬」と「養護」が規定され、方法としての「実践的修練」によって統括されることを明示することで用語の具体化が試みられている。すなわち、体錬という用語は、制度用語として正課体育を重視し、学校体育行政機能を強化する象徴として意味づけがなされ、普及・浸透が目指されたと考えることもできよう。

しかしながら、体錬局構想は、その名称について枢密院の審査において南弘から強い疑義と 反対が表明され、体育局に修正される。その背景には、南弘が会長を務める国語審議会の影響 が強く窺える。結果として、体錬局の行政機能は減損されることはなかったが、体錬という用 語の使用のみに制限が加えられることとなった。換言すれば、体錬という用語の使用に政治的 見地から制約・制限が加えられ、その表出が体錬局の体育局への修正であったということであ る。

体操関係者の公職追放(三橋喜久雄を事例として)

三橋喜久雄(1888 1969)は、三橋体育研究所の創設者で在野の体操研究・実践家として特異な存在と活躍をした人物であり、戦前から戦後にかけて社会体育のみならず学校体育に寄与した指導的人物である。また、デンマーク体操を基礎として独自に創案した生命体操は三橋式体操と称され、「真体育」の理念に一貫して基づいた活動は藍綬褒章受賞に結実している。ここでは、三橋の公職追放を巡る基礎的な事実関係を GHQ / SCAP・GS 文書を中心として明らかにした。

まず、三橋が公職適否審査を受けるに至った経緯とその結果を明らかにした。三橋は敗戦後の体育・スポーツ界の再出発に取り組む一方で、第1回参院選での立候補の準備を進めていた。占領下においては、国政選挙の立候補資格を得るために、中央公職適否審査委員会の審査を受ける必要があった。すなわち、三橋は自ら公職適否審査を受けたのであり、三橋にとっての公職とは国会議員を意味した。そして、最終的な審査結果は大日本産業報国会の理事を理由とする覚書該当者であった。ただし、中央公職適否審査委員会の当初の審査結果は非該当であったのに対して、GHQ 側が承認しなかったために、最終結果が覚書該当者と修正された経緯があったことは注目される。両者の判断が異なったのは、中央公職適否審査委員会が三橋の大日本産業報国会理事という立場で実施した体操指導を有力な活動ではないケースと捉え理解を示したのに対して、GHQ 側が酌量の余地なく形式的な基準を重視したため、と考えられる。結果として、GHQ 側は三橋をメモランダム・ケースに該当する事項として指定することになる。

次に、覚書該当者の指定を受けた三橋が再審査を訴願した経緯とその結果、および訴願過程 で三橋がどのような主張を展開したのかを明らかにした。三橋は、制度に則って訴願を行ない、 公職資格訴願審査委員会の再審査を受けている。ここでは、大日本産業報国会の有力な活動を した理事ではないことを証明する証拠を提示し、説得するための主張を口頭および書面で行な っている。当初、三橋が大日本産業報国会の有力な活動をした理事ではないこと、すなわち名 目上の理事あったことを主張する根拠は、本来的使命達成のために理事を委嘱されたわけでは ないこと、無報酬であり現職を維持していたこと、理事会等の枢機に参画していないこと、理 事就任後 はほとんど活動実績がなかったこと、であった。その後、第1回目の訊問において、 理事就任は大日本産業報国会による三橋に対する一方的な配慮であったこと、大日本産業報国 会の組織を活用する意図のない単なる体操指導であったこと、を補足し主張するに至っている。 これらの主張を証明する証明書は、合計 4 通提出されている。一方で、当初から、文部省の学 校体育政策を軍国主義的とし、それに批判を加えたため弾圧を受けたこと、体育留学の経験が ある自由主義者であること、を主張している。この主張は段階的に強くなり、紅林による「三 橋喜久雄氏に対する弾圧の実例」という証明文書の提出に至っている。公職資格訴願審査委員 会による審査結果は覚書該当者の指定解除であったが、GHQ 側の承認は直ちには得られず、最 終的に政府からの要請を経てようやく承認されている。三橋の主張は、日本側の2つの委員会 からは一貫して認められていたと言えるが、GHQ 側の承認を得るのにおよそ1年1カ月以上か かったことになる。

(2)体操の思想史

海軍体操の思想

ここでは海軍体操にデンマーク体操方式が受容され制度化される経緯と思想的背景を明らか

にした。

海軍省通達の変遷に基づけば、制度上の海軍体操とは海軍省所轄の軍人を対象とした軍隊体操であり、内容は『海軍体操教範』(草案を含む)に示されたものと定義づけられる。この海軍体操は確認できる限り、1885 年から 1942 年までの間に 7 回改訂されている。この中で 1937 年から 1940 年および 1942 年の改訂は、短期間での改訂であるとともに、デンマーク体操方式を本格的に採用し、体操による身体形成に特化している点で従来とは異なる。ただし、制度上はデンマーク体操という文言が使用されておらず、動きや振動形式の運動を多数取り入れたことが強調されていることが特徴的である。実質的なデンマーク体操方式の採用には、堀内豊秋や鬼束鉄夫といった部内者による実証的研究に加えて、デンマーク体操の第一人者である齋藤由理男が深く関与していることが注目される。もちろん、三者は立場が異なる。この違いを明示するとすれば、海軍砲術学校体育部(科)長として海軍体育の基礎としてデンマーク体操を取り入れたのが場下、現場での実戦的課題の解決のためにデンマーク体操を取り入れたのが堀内、海軍に限らずデンマーク体操を普及しようとしたのが齋藤、となる。そのため、それぞれの立場でデンマーク体操の導入を推進しているが、『海軍体操教範』の制定という制度面に限れば、鬼束と齋藤による民軍協働で作成され、軍隊体操のデンマーク体操化が推進されたと考えられる。

齋藤、鬼束、堀内は、海軍体操にデンマーク体操方式を取り入れる必要があるとの認識で一致している。特に従来の体操に比して、デンマーク体操の要素である柔軟性、強靭性、巧緻性が身体形成に対して有効である点、対象によって内容や形態、時間配分を選択・調整できるという合理的な点、が共有されている。しかしながら、デンマーク体操を「鍛練体操」として推進した齋藤は「身体の治療」として柔軟性を、「統合体育」を構想した鬼束は「身体の均斉なる発達」を企図して強靭性を、「軍事諸般の要求」に適応することを求めた堀内は巧緻性を、それぞれ重く捉えている。また、部内者である鬼束はデンマーク体操の効率性や動きの律動、堀内はデンマーク体操の内容的な楽しさや実施時の容易さを重視している。このように、デンマーク体操方式が導入された海軍体操の思想的背景を掘り下げてみると、総論を共有しつつ各論で独自色が包容されていたことが明らかとなった。

国鉄体操の思想

ここでは、1940年代を中心とした国鉄体操の展開について、制度と実相および思想的背景を 検討した。

「国鉄体操」を制度的に定義づけるならば、1943年2月の大臣達「国有鉄道体操実施心得」で規定された「国有鉄道体操」であり、『国有鉄道体操教範草案』で示された体操内容である。一方で、広義に「国鉄体操」を捉えれば、デンマーク体操に基づいて国鉄職員のために創案された体操の総称となる。この捉え方からすれば、1943年以前に各鉄道局等で自主的に創案された体操や、1948年以降の『国鉄体操指導教範』も含まれることになる。国鉄体操を広義に解釈した上で、その展開を運用面に基づいて記述するとすれば「個別組織の業務効率改善を目途にした努力義務 国策を背景とした公的機関における業務命令 自主的な停止と再興 レクリエーションとしての自由選択」となる。この把握に基づけば、次のように詳述することができる。

1940年を迎えるまでに、各鉄道局では独自の体操を創案し、日々の体操実践はもちろんのこと、各種講習会を開催することで、自律的な体操実施体制が構築されつつあった。このように、全国的な展開が可能となったのは、体操そのものに効果を認めていた証左であろう。そして、この鉄道局を単位とした体操内容および指導員養成の立脚地となったのが、デンマーク体操の第一人者である齋藤由理男でありニルス・ブック国民高等体操学校東洋分校での講習会である。加えて、鉄道網という移動手段が普及手段として活用され、齋藤による広範で直接的な指導が提供可能となっていたことも見過ごすことはできない。この時点までに、齋藤による国鉄職員に対する体操内容は精選されつつあったと判断される。このような状況の中、海軍省がデンマーク体操方式の海軍体操を制定するという外的条件や、職員構成に占める青年層の増加への対応の必要性という内的課題が、国鉄体操の統一と制度的展開を推進したと考えられる。そして、1943年に大臣達「国有鉄道体操実施心得」によって『国有鉄道体操教範草案』が発行される。

1945 年 11 月までは一部で国鉄体操が継続された形跡を確認することができる。ただし、その後 8 カ月間は占領軍による偶発的な停止命令を考慮して自主的に体操の実施を停止している。この停止措置によって「国有鉄道体操実施心得」が形骸化し、1949 年までは形式的に残置されていた。とはいえ、国鉄体操の実施停止は、禁止や廃止を意味せず、占領軍からの実施許可を得るための再開準備期であった。1946 年 5 月に GHQ / SCAP・CIE の体育担当官であるノヴィールに対して国鉄での体操を実演し、その後、再開に向けた書類上の手続きを行ない、同年 7 月にノヴィールは再開の許可を承認している。一方で、1947 年になる頃から、国鉄体操の復活を要望する声が、国鉄内の機関誌等に掲載されるようになる。そのため、ノヴィールによる再開許可の承認と実質的な国鉄体操の再興にはなお時間的、心情的な隔たりがあったと考えられる。本格的な再興の契機は、1948 年 4 月の「国有鉄道体操指導員養成講習会開催について」(鉄職保 247 号)の通達であり、同年 8 月の『国鉄体操指導教範』の発行であった。各局で実施される講習会の様子は機関誌等で伝えられ、積極的に国鉄体操を取り入れて実施するよう声が上がるようになる。そして、実際に駅前広場等で体操が再開され、新聞等で報じられることで、国鉄体操の実施許可の雰囲気が波及していったと考えられる。この時期における講習会の責任者

として講師を務め、『国鉄体操指導教範』を改訂執筆し、国鉄体操の再興に寄与するのが、森田 徳之助である。森田は戦前から齋藤の薫陶を受けており、戦後からは障害者やプロ野球選手に 対してデンマーク体操を適用することを試みている。戦後の国鉄体操の展開には、齋藤の衣鉢 を継ぐデンマーク体操の研究実践者が必要であったと考えられる。すなわち、デンマーク体操 としての国鉄体操という思想ともいうべき意識が一貫して堅持されていた。

(3)体操史における技術分析に向けた基盤整備

本研究では、大学資料室、郷土資料館、映像関連会社の調査を重点的に実施し、体操に関する映像資料を収集することを試みた。主要な資料のみ示せば、以下の通りである。

デンマーク体操関係

- ・『ニルス・ブック氏とその指導』(1931、玉川学園)
- ・『映像名不詳(自由学園におけるニルス・ブックー行の実演)』(1931、自由学園)
- ・『映像名不詳(リッター・クローン女史による体操指導ほか)』(1934、自由学園)
- PNIIs Bukh A Visual Documentation of Gymnastics and Politics 1912-52』

海軍体操関係:『海軍と体操』(海軍省、1941)。

国鉄体操関係:『錬成する国鉄』(鉄道省、1943)。

これらの映像分析は、フレーム単位で映像を確認し、ショット単位の内容と撮影方法を筆耕し、シーンに分類した上で、紙媒体などの資料との比較分析を行なった。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計4件)

<u>崎田嘉寛</u>、敗戦直後の三橋喜久雄に関する一考察: 公職追放を手掛かりとして、体育学研究、 査読有、第62巻第1号、2017、275-288

DOI: 10.5432/jjpehss.16061

<u>崎田嘉寛</u>、日本における制度用語としての「体錬」に関する一考察、東北アジア体育・スポーツ史研究、査読有、第3号、2017、9-14

https://shintai-kyouiku.org/neshpes/wp-content/uploads/ee0bff74553c62260f32c4f4afd1ec7e.pdf

<u>崎田嘉寛</u>、齋藤由理男とニルス・ブック基本体操、雄波郷、査読無、第 12 号、2018、44-60 DOI:無

<u>崎田嘉寛</u>、大日本帝国海軍におけるデンマーク体操の受容と民間への普及、体育史研究、査 読有、第36号、2019、印刷中

DOI:未定

[学会発表](計 3 件)

<u>崎田嘉寛</u>、三橋喜久雄の公職追放を巡る一考察、体育史学会、2016 年 5 月 14~15 日、一橋 大学国立キャンパス

<u>崎田嘉寛</u>、大日本帝国海軍におけるデンマーク体操方式の受容と民間への普及、日本体育学 会第 68 回大会、2017 年 9 月 8 ~ 10 日、静岡大学他

<u>崎田嘉寛</u>、1940 年代を中心とした国鉄体操の展開に関する一考察、日本体育学会第 69 回大会、2018 年 8 月 24~26 日、徳島大学常三島キャンパス

[図書](計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等:なし

6. 研究組織

(1)研究分担者:なし(2)研究協力者:なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。